

群馬大学大学院医学系研究科教務委員会内規

平成16年4月1日 制定

改正 平成16年12月21日 平成19年4月1日

平成21年10月20日 平成23年4月1日

平成29年4月1日

(設 置)

第1条 群馬大学大学院医学系研究科に生命医科学専攻教務委員会及び医科学専攻教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる専門的事項を審議する。

- (1) 教育課程に関すること。
- (2) 入学試験に関すること。
- (3) 学位及び学位論文に関すること。
- (4) 学生の厚生補導に関すること。
- (5) その他医学系研究科の教務に関する専門的事項

(組織)

第3条 生命医科学専攻教務委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。ただし、必要に応じ生命医科学専攻長の指名により教員若干人を加えることができる。

- (1) 基礎・基盤医学領域の講座から選出された教授 2人
- (2) 臨床医学領域の講座及び病院の協力講座から選出された教授 1人
- (3) 生体調節研究所の協力講座から選出された教授 1人

2 医科学専攻教務委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。ただし、必要に応じ医科学専攻長の指名により教員若干人を加えることができる。

- (1) 基礎・基盤医学領域の講座から選出された教授 3人
- (2) 臨床医学領域の講座及び病院の協力講座から選出された教授 3人
- (3) 生体調節研究所の協力講座から選出された教授 1人
- (4) 医学系研究科附属教育研究支援センター教育研究部門長

(任 期)

第4条 前条第1項各号に掲げる委員及び第2項第1号から第3号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委 員 長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、学務課において処理する。

(内規の改廃)

第9条 この内規の改廃は、医学系研究科教授会の議を経て、医学系研究科長が行う。

附 則

- 1 この内規は、平成16年12月21日から施行する。
- 2 この内規の施行日の前日において、旧群馬大学大学院医学系研究科教務委員会内規（平成13年4月1日制定。以下「旧内規」という。）第3条に規定する委員である者は、施行日にこの内規第3条の規定により選出された委員とみなし、その任期は、第4条の規定にかかわらず、旧内規による委員としての残任期間と同一の期間とする。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成21年10月20日から施行する。
- 2 この内規施行後、最初に選出される第3条第1項第1号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。